

亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和6年度)

(子ども未来部 子ども政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 6 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	<p>【基本理念】</p> <p>「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」</p>
	<p>基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 <ul style="list-style-type: none"> ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化 (3) 多様な保育サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実
	<p>基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流促進 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実
<p>基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止の取り組み ②子どもの人権を守る意識の醸成 ③外国人家庭の子育て支援 (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 <ul style="list-style-type: none"> ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進 	
<p>基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進 	

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R6)	目標値
1	別紙子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>令和5年度に改訂した亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づき、民間保育所等整備事業により、認定こども園化を行う社会福祉法人等へ財政支援を行うことにより、低年齢児の受け入れ規模の拡大を行った。また、母子保健機能及び児童福祉機能を統合した「こども家庭センター」を開設し、子育てコンシェルジュの配置など妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談支援体制を整備するとともに、子どもの貧困や複合的な課題を抱えた世帯への対応については「つながるシート」の全庁展開を行い、包括的相談支援事業を推進した。さらに、令和6年9月診療分から中学生年代までの医療費窓口無償化を実施するとともに、1か月児健診の費用の一部助成を行うとともに、その他各種健診を通じて子ども及びその家庭における状況に応じ指導・助言を行った。</p>
成果	<p>民間保育所等整備事業の実施により、既存2園の認定こども園化による低年齢児の待機児童の解消につなげるとともに就学前教育・保育機能の充実を図った。こども家庭センターにおける切れ目のない相談支援、経済支援を行うとともに、各種健診における指導・助言により、子どもの心身の発達だけでなく、育児不安や虐待につながる恐れのある保護者への支援も行うことができ、早期治療・早期支援につながった。また、「つながるシート」を全庁・関係機関に展開することにより、子どもの貧困や複合的な課題を抱えた世帯に対する支援に努めた。また、医療費窓口無償化を拡大することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の着実な実施により、子育てと子どもの成長を支える環境の充実に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>就学前教育・保育について、子どもの人口動向に随時注視しつつ、ニーズ等の変化や利用見込みを的確に捉え、施設の統廃合による集約化を目指すとともに、ニーズに応じた提供体制の確保が必要となる。また、多様なニーズに応じた子ども・子育て家庭を支える相談体制・事業等の充実が必要である。</p>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

今後の方向性	<p>令和7年度よりスタートした第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を展開していく。切れ目のない支援体制のさらなる充実、連携強化を図り、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を目指す。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目	単位等	令和6年度実績	
教育保育事業※	1号認定提供数(人)	306(市内) 21(広域)	
	2号認定提供数(人)	727(市内) 22(広域)	
	3号認定提供数(人)	463(市内) 13(広域)	
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数(箇所)	5	
	平均利用児童数(人/月)	1,844	
妊婦健康診査	延べ提供人数(人)	3,749	
産婦健康診査	延べ提供人数(人)	581	
乳児家庭全戸訪問事業	提供数(件)	332	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	延べ提供数(件)	38	
子育て短期支援事業	委託施設数(箇所)	8	
	延べ利用児童数(人)	0	
子育て援助活動支援事業	延べ利用数(人)	922	
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	11,047
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	798
延長保育事業	実施箇所数(箇所)	6	
	登録児童数(人)	52	
病児・病後児保育事業	実施箇所数(箇所)	0	
	利用児童数(人)	0	
放課後児童健全育成事業	実施支援の単位数(箇所)	24	
	利用児童数(人)	807	

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。